

鳥取県衛生管理構築支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (1月末まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※補助事業完了後3ヶ月以内に、食品衛生法第55条第1項に基づく許可取得が必須です。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 着手届不要

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いが全て完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内または交付決定を受けた補助事業等の完了年月日が属する年度の翌年度の4月10日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書提出後、県で審査等を行い、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。